

永黒団地第1工区市営住宅建替事業に係る
設計・工事
落札者決定基準

北九州市建築都市局

令和5年8月

第1 落札者決定の方法

永黒団地第1工区市営住宅建替事業に係る設計・工事（以下「本事業」という。）の落札者決定は、入札価格その他の条件（技術提案）が北九州市（以下「市」という。）にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札の方法による。

第2 落札者決定基準

総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）は本書のとおりとする。

第3 入札書等の提出と評価委員会の設置等

入札説明書に定める入札参加資格審査申請書により競争参加資格があるとされた入札参加者から、入札書及び技術提案書の提出を受け、価格評価及び技術評価を行う。

技術評価は、市が学識経験者等で構成する「永黒団地（第1期）市営住宅建替事業技術評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置し、評価委員会が技術提案書を評価等することにより行う。

技術提案書の作成方法は、作成要領に定めるとおりとする。

第4 評価の方法

1 入札価格の確認

入札参加者から提出された入札書を開札し、入札価格が予め設定した予定価格の範囲内であることを確認する。入札価格が予定価格を超えた場合は失格とし、技術評価を行わない。

2 技術評価点の算出

入札参加者から提出された技術提案書は、入札説明書、要求水準書、様式集（以下「入札説明書等」という。）に規定する要件を満たしているか確認し、要件を満たしたものについて下記（1）～（3）により技術評価点を算出する。

なお、入札説明書に示す要件を1項目でも満たしていない場合、当該入札参加者は失格とする。

（1）基礎点の算出

評価項目のうち「基礎評価項目」は、市が別表1により評価し、「基礎点」を算出する。

（2）技術点の算出

評価項目のうち「技術評価項目」は、評価委員会が別表2により評価し、「技術点」を算出する。

この評価を行うにあたり、評価委員会は入札参加者にヒアリングを行う。ヒアリングは、入札参加者が技術提案書の概要について説明した後、評価委員会委員が質疑をする形で行う。説明時間、質疑時間等は別途通知する。

(3) 技術評価点の算出

「技術点」に「基礎点」を加えて「技術評価点」を算出する。

なお、技術評価点に小数点以下の端数が生じた場合は小数点以下第2位止めとし、小数点第3位以下を四捨五入する。

$$\text{技術評価点(60点満点)} = \text{基礎点(25点)} + \text{技術点(35点)}$$

3 価格評価点の算出

価格評価点の算出は、次の計算式で行う。

(1) 最低の入札価格（以下「最低入札価格」という。）を提示した入札参加者の価格評価点を40点満点とする。

(2) その他の入札参加者の価格評価点は、次の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点(40点満点)} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該入札参加者の入札価格}} \times 40 \text{点}$$

(3) 価格評価点に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第2位止めとし小数点第3位以下を四捨五入する。

4 総合評価点の算出

入札参加者の総合評価点は技術評価点に価格評価点を加えて算出する。

$$\text{総合評価点(100点満点)} = \text{技術評価点(60点満点)} + \text{価格評価点(40点満点)}$$

第5 落札者決定

本事業の落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、「第4 評価の方法」で算出した総合評価点が最も高い者を落札者として決定する。

総合評価点が最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

第6 その他

(1) 落札者決定に際し、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を行う場合もあり、落札者の決定を保留することがある。この調査の結果、総合評価点の最も高いものであっても必ずしも落札者とならない。

(2) 低入札価格調査の対象となった入札参加者は、調査のための事情聴取に協力しなければならない。

(3) 落札者決定に際し、落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

(4) 調査基準価格は落札者決定後、公表する。また(1)又は(3)により次順位者を落札者とした場合は、その理由を公表する。

別表1 基礎評価項目（基礎点 25点）

基礎点分として事務局（市）にて評価。評価基準、提出書類等の詳細は別紙1を参照。

項目	評価ポイント、評価の視点	評価点
1	企業や配置予定技術者の実績	15.5点
	(1) J V代表者に過去の同種工事实績があり、その成績が70点以上	4.0
	(2) J V代表者に属する技術者に過去の同種工事経験があり、その成績が70点以上	4.0
	(3) J V必須構成員（設計）で設計を行う企業に過去の同種設計実績があり、その成績が70点以上。	4.0
	(4) J V必須構成員（設計）で設計を行う技術者に過去の同種設計経験がある	1.0
	(5) J V代表者の営業所が、IS09001の認証を取得している	1.0
	(6) J V代表者の営業所が建設業労働災害防止協会へ加入している	0.5
	(7) J V代表者の営業所が北九州市からの安全対策優秀表彰を受けた	1.0
2	建設業の人材の確保・育成	5.0点
	(1) J V代表者が有資格者（監理技術者）を長期雇用している	0.5
	(2) J V代表者が雇用する技術者が新規に資格（一級・二級）を取得した	1.0 工事0.5 設計0.5
	(3) 35歳以下の若手技術者や、女性技術者を現場代理人又は担当技術者として配置	1.5
	(4) 35歳以下の若手技術者を新規に雇用又は雇用を継続している	2.0
3	地元貢献	1.0点
	(1) 下請負人や資材購入については地元業者から選定・購入する	1.0
4	市の施策への協力	3.5点
	(1) 北九州SDGs登録制度の登録	0.5
	(2) 応急防災措置等に関する協定等を締結又は締結団体に加入	1.0
	以下から4項目を選択 (3) 障害者・難病患者を雇用し、在籍期間が3ヶ月以上 (4) 子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進に取り組んでいる (5) 保護観察中の者等や暴力団から離脱した者を雇用し、在籍期間が3ヶ月以上 (6) 児童養護施設等の新卒者を雇用し、在籍期間が3ヶ月以上 (7) IS014001の認証等の、環境負荷軽減策に取り組んでいる (8) 企業の営業所が、北九州市消防団協力事業所に認定されている (9) 北九州市脱炭素電力認定企業である	2.0 0.5点× 4項目
	合計	25.0

別表2 技術評価項目（技術点 35点）

技術点分として評価委員会にて評価。提出書類等の詳細は別紙1を参照。

項目	評価ポイント、評価の視点	評価点
5	事業手法に対する理解度	
	(1) 設計施工一括発注により、コスト縮減、工期短縮、受発注者双方の業務効率化を実現するという発注者の意図に対し、どのような方針で取組もうとしているか。	5.0
6	事業の実施体制	
	(1) 構成企業間や、構成企業と市の間で、円滑なコミュニケーションを確保するためのフローやチェック体制、DX等の具体的かつ効果的な取組が提案されているか。 (2) 工事中や竣工時に要求水準、技術提案、設計等の契約不適合が発見された場合は、JVの責任で確実に修正する体制となっているか。 (3) 要求水準や提案を確実に実施し、工事の品質を確保するため、要求水準に規定しているもの以外の取組を提案しているか。	7.0
7	設計施工計画	
	(1) 工期短縮を実現させ、その実現に向けた工夫が現実的かつ合理的で、無理がない提案となっているか。 (2) 業務効率化や、業務従事者の負担軽減、働き方改革に資する具体的かつ効果的な取組が提案されているか。 (3) 太陽光発電設備設置等の別注工事についても、柔軟に調整し、提案工期内で全工事を完了する提案となっているか。(発注者や別途工事の受注者の責めに帰する場合を除く。)	13.0
合計		25.0

特定テーマ：要求水準を超えるものとして提案を求めるもの

項目	評価ポイント、評価の視点	評価点
8	建物のメンテナンス性能に関する技術的提案	
	(1) 建物の点検、修繕、改修がしやすくなるような技術的提案がなされているか。	5.0
9	周辺環境との調和に関する技術的提案	
	(1) 周辺環境との調和や住民（近隣の住民を含む）の暮らしやすさ（居住性、利便性、快適性）について、具体的な取組が提案されているか。 (2) 工事中の河川等への環境汚染防止の取組が提案されているか。	5.0
合計		10.0

別紙1 評価基準等および添付資料、留意点

(1) 基礎評価項目 (基礎点 25 点)

1 企業や配置予定技術者の実績
<p>【評価ポイント】 (1) J V 代表者に過去の同種工事实績があり、その成績が 70 点以上。</p>
<p>以下により最大 4 点まで加点。 【評価基準】 対象となる同種工事 1 件につき、 (ア) 評定点 80 点以上の場合 = 1 点 (イ) 評定点 77 点以上 80 点未満の場合 = 0.75 点 (ウ) 評定点 74 点以上 77 点未満の場合 = 0.5 点 (エ) 評定点 70 点以上 74 点未満の場合 = 0.25 点</p>
<p>【評価対象】 (ア) 対象工事 ① 元請として受注し、CORINS に登録しているもの (共同企業体の構成員の場合は、出資比率 20% 以上のものに限る。) ② 2018 年 (平成 30 年) 4 月 1 日から、本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日までに竣工しているもの ③ 「建築一式工事」の建設業許可業種で受注したもの ④ 次の同種工事の要件に該当する工事 (建設業許可業種は問わない) 同種工事の要件 = 契約金額 (最終・税込) 6,000 万円以上の公営住宅の新築、増築、改築、耐震改修工事 (イ) 発注機関 北九州市、その他の地方自治体・国等の行政機関、 地方独立行政法人北九州市立病院機構、福岡北九州高速道路公社、 北九州市住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構 (UR 都市機構)</p>
<p>【提出書類】 ・ <u>様式 A-1</u> ・ <u>CORINS の工事カルテの写し</u> ① 竣工時のもの (受注時のものしか無い場合は、契約書の写し等、契約金額 (最終・税込) が確認できる資料を別途添付すること) ② 上記【評価対象】に記載している条件の全てが確認出来るページ (共同企業体の構成員の場合、出資比率が確認出来るページ) ③ CORINS の工事カルテの写しにおいて確認出来ない場合は、設計書や図面等要件を満たすことが客観的に確認出来る資料を併せて添付すること ・ <u>工事成績評定通知書等、工事成績が証明できる書類の写し</u></p>
<p>【留意事項】 ※ 工事成績評定点が 70 点未満の工事は提出しないこと。 ※ 添付資料で、上記【評価対象】に記載している条件の全て (工事名、発注機関名、工期等) が確認出来ない場合は評価対象外とする。 ※ 当該評価項目に申請する工事成績については、「過去の同種工事实績 (配置予定技術者)」の内、1 件までの重複は認めるものとする。 ※ 同種工事については、添付資料でその要件を満たすことが確認できない場合は評価対象外とする。</p>

1 企業や配置予定技術者の実績
<p>【評価ポイント】</p> <p>(2) J V代表者に属する技術者に過去の同種工事経験があり、その成績が70点以上。</p> <p>以下により最大4点まで加点。</p>
<p>【評価基準】</p> <p>対象となる同種工事1件につき、</p> <p>(ア) 評定点80点以上の場合=1点</p> <p>(イ) 評定点77点以上80点未満の場合=0.75点</p> <p>(ウ) 評定点74点以上77点未満の場合=0.5点</p> <p>(エ) 評定点70点以上74点未満の場合=0.25点</p>
<p>【評価対象】</p> <p>(ア) 対象工事</p> <p>① 元請として受注し、CORINSに登録しているもの (共同企業体の構成員の場合は、出資比率20%以上のものに限る。)</p> <p>② 2013年(平成25年)4月1日から、本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日までに竣工しているもの</p> <p>③ 「建築一式工事」の建設業許可業種で受注したもの</p> <p>④ 次の同種工事の要件に該当する工事(建設業許可業種は問わない) 同種工事の要件=契約金額(最終・税込)6,000万円以上の公営住宅の新築、増築、改築、耐震改修工事</p> <p>(イ) 発注機関 北九州市、その他の地方自治体・国等の行政機関、 地方独立行政法人北九州市立病院機構、福岡北九州高速道路公社、 北九州市住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構(UR都市機構)</p> <p>(ウ) 従事役職および従事期間 配置予定技術者が、主任(監理)技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、または現場代理人として、契約工期の2分の1を超える期間従事したもの。</p>
<p>【提出書類】</p> <p>・ <u>様式A-2</u></p> <p>・ <u>CORINSの工事カルテの写し</u></p> <p>① 竣工時のもの(受注時のものしか無い場合は、契約書の写し等、契約金額(最終・税込)が確認できる資料を別途添付すること)</p> <p>② 【評価対象】に記載している条件の全てが確認出来るページ(共同企業体の構成員の場合、出資比率が確認出来るページ)</p> <p>③ CORINSの工事カルテの写しにおいて確認出来ない場合は、設計書や図面等要件を満たすことが客観的に確認出来る資料を併せて添付すること</p> <p>・ <u>工事成績評定通知書等、工事成績が証明できる書類の写し</u></p>
<p>【留意事項】</p> <p>※ 工事成績評定点が70点未満の工事は提出しないこと。</p> <p>※ 配置予定技術者とは、入札公告に指定されている技術者とする。指定の無い場合は、建設業法第26条により設置される技術者とする。</p> <p>※ 配置予定技術者を複数申請する場合、全配置予定技術者の内、評価点の最も低いものを基礎点として採用する。</p> <p>※ 添付資料で、上記【評価対象】に記載している条件の全て(工事名、発注機関名、工期、従事役職および従事期間等)が確認出来ない場合は評価対象外とする。</p> <p>※ 同種工事について、添付資料でその要件を満たすことが確認できない場合は、評価対象外とする。</p> <p>※ 当該評価項目に申請する工事成績については、「過去の同種工事实績(企業)」の内、1件までの重複は認めるものとする。</p> <p>※ 別途総合評価落札方式で受注した工事(施工中)の特例監理技術者を、配置予定技術者として従事させる場合は、評価対象外とする。</p>

<p>1 企業や配置予定技術者の実績</p>
<p>【評価ポイント】 (3) J V 必須構成員（設計）で設計を行う企業に過去の同種設計実績があり、その成績が 70 点以上。</p>
<p>以下により最大 1 点まで加点。 【評価基準】 対象となる設計委託 1 件につき、 (ア) 評定点 80 点以上の場合 = 1 点 (イ) 評定点 77 点以上 80 点未満の場合 = 0.75 点 (ウ) 評定点 74 点以上 77 点未満の場合 = 0.5 点 (エ) 評定点 70 点以上 74 点未満の場合 = 0.25 点</p>
<p>【評価対象】 (ア) 対象工事 ① 元請として受注したもの（共同企業体の構成員の場合を含む。） ② 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から、本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日までに竣工しているもの ③ 「実施設計」又は「基本設計及び実施設計」で受注したもの ④ 次の同種設計委託の要件に該当する委託 同種設計の要件 = 契約金額（最終・税込）500 万円以上の公営住宅の新築、増築、改築、耐震改修工事 (イ) 発注機関 北九州市、その他の地方自治体・国等の行政機関、 地方独立行政法人北九州市立病院機構、福岡北九州高速道路公社、 北九州市住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）</p>
<p>【提出書類】 ・様式 B-1 ・契約書の写し ・業務完了届の写し ・成績評定通知書等、業務成績が証明できる書類の写し ・【評価対象】に記載している条件が確認出来る設計書や図面等</p>
<p>【留意事項】 ※ 成績評定点が 70 点未満の設計委託は提出しないこと。 ※ 添付資料で、上記【評価対象】に記載している条件の全て（業務名、発注機関名、工期等）が確認出来ない場合は評価対象外とする。 ※ 当該評価項目に申請する設計委託成績については、「過去の同種委託実績（配置予定技術者）」の内、1 件までの重複は認めるものとする。</p>

<p>1 企業や配置予定技術者の実績</p>
<p>【評価ポイント】 (4) J V 必須構成員（設計）で設計を行う技術者に過去の同種設計経験がある。</p>
<p>以下により最大1点まで加点。 【評価基準】 対象事業1件につき、同種設計の経験がある場合＝1点</p>
<p>【評価対象】 (ア) 対象工事 ① 元請として受注したもの（共同企業体の構成員の場合を含む。） ② 2013年（平成25年）4月1日から、本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日までに竣工しているもの ③ 「実施設計」又は「基本設計及び実施設計」で受注したもの ④ 次の同種設計委託の要件に該当する委託 同種設計の要件＝契約金額（最終・税込）500万円以上の公営住宅の新築、増築、改築、耐震改修工事 (イ) 発注機関 北九州市、その他の地方自治体・国等の行政機関、 地方独立行政法人北九州市立病院機構、福岡北九州高速道路公社、 北九州市住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構） (ウ) 従事役職および従事期間 配置予定技術者が、契約工期の2分の1を超える期間従事したものを。</p>
<p>【提出書類】 ・様式B-2 ・契約書の写し ・業務完了届の写し ・【評価対象】に記載している条件が確認出来る設計書や図面等</p>
<p>【留意事項】 ※ 配置予定技術者とは、入札公告に指定されている技術者とする。 ※ 配置予定技術者を複数申請する場合、全配置予定技術者の内、評価点の最も低いものを基礎点として採用する。 ※ 添付資料で、【評価対象】に記載している条件の全て（業務名、発注機関名、工期、従事役職及び従事期間等）が確認出来ない場合は評価対象外とする。 ※ 同種設計について、添付資料でその要件を満たすことが確認できない場合は、評価対象外とする。 ※ 当該項目に申請する工事实績については、「過去の同種委託実績とその成績（企業）」の内、1件までの重複は認めるものとする。 ※ 別途総合評価落札方式で受注した工事（施工中）の特例監理技術者を、配置予定技術者として従事させる場合は、評価対象外とする。</p>

1 企業や配置予定技術者の実績
【評価ポイント】 (5) J V代表者の営業所が、ISO9001の認証を取得している。
【評価基準・評価対象】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、技術資料提出日ISO9001の認証を取得している場合=1点
【提出書類】 ・技術資料提出日現在で有効な登録証の写し
【留意事項】 ※ 登録（認証）機関が発行していないもの（自社作成の組織図など）は、登録範囲の証明資料として認めないので十分注意すること。 ※ 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が登録範囲に含まれることが客観的に確認できる資料（登録（認証）機関が発行した登録証付属書、登録範囲証明書など）を添付すること。

1 企業や配置予定技術者の実績
【評価ポイント】 (6) J V代表者の営業所が建設業労働災害防止協会へ加入している。
【評価基準・評価対象】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、技術資料提出日まで、建設業労働災害防止協会へ加入している場合=0.5点
【提出書類】 ・技術資料提出日現在で有効な、建設業労働災害防止協会が発行した、加入を証明する証明書の写し
【留意事項】 ※ 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が建設業労働災害防止協会に加入していない場合でも、本店が加入していることが確認できる場合は評価する。 ※ 「地域貢献活動評価申請書」の確認欄は、加入の証明資料として認めないので十分注意すること。 ※ 入札後に建設業労働災害防止協会への加入状況が確認できる資料を提出させることがある。また、虚偽の申請をした場合には、契約約款に係る第62条の2に係る措置を行う事があるので十分注意すること。

<p>1 企業や配置予定技術者の実績</p>
<p>【評価ポイント】 (7) J V代表者の営業所が北九州市からの安全対策優秀表彰を受けた。</p>
<p>【評価基準・評価対象】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、2018年(平成30年)4月1日から技術資料提出日までに、北九州市からの安全対策優秀表彰を受けた場合 = 1点 ※ 本事業の工事(建設・解体)と同一の工種における表彰の実績のみを評価対象とする。 ※ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。</p>
<p>【提出書類】 ・安全対策優秀表彰工事として表彰された表彰状(表彰状の交付前の場合、確認できる資料)の写し ※ 共同企業体として表彰された場合は、「工事名」や「請負者」、「出資比率」が確認できるC O R I N Sの工事カルテの写し</p>
<p>【留意事項】 ※ 安全対策優秀表彰は、北九州市発注の請負工事を対象として、北九州市が労働災害や公衆災害の防止対策が優秀な受注者を表彰する制度である。 ※ 「安全対策優秀表彰工事」の詳細は、「技術監理局技術部検査課」のホームページを参照。 http://www.city.kitakyushu.lg.jp/gi-kan/02400016.html ※ 整備事務所長表彰などは、評価対象外とする。</p>

<p>2 建設業の人材の確保・育成</p>
<p>【評価ポイント】 (1) J V代表者が有資格者(監理技術者)を長期雇用している。</p>
<p>【評価基準・評価対象】 本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限の日(指名競争入札の場合、指名通知日)現在、次の両方を満たす技術者を雇用している場合=0.5点 (ア) 本事業に必要な監理技術者証の保有期間が10年以上 (イ) 在籍が10年以上</p>
<p>【提出書類】 ・監理技術者証の写し ・当該技術者の雇用主とその雇用開始日が確認できる書類の写し (事業所名および資格取得年月日が記載された健康保険証(被保険者証)等、雇用関係がわかるもの)(健康保険証(被保険者証)の写しについては、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)</p>
<p>【留意事項】 ※ 要件を満たす技術者を複数名雇用している場合でも、重複して加点は行わない。</p>

<h2>2 建設業の人材の確保・育成</h2>
<p>【評価ポイント】</p> <p>(2) J V代表者が雇用する技術者が新規に資格（一級・二級）を取得した。</p>
<p>以下により最大1点まで加点。</p> <p>【評価基準・評価対象】</p> <p>以下の別表1及び別表2で示したいずれか一つの資格について、2021年（令和3年）4月1日から技術資料提出日までに、雇用する技術者が新規に資格を取得した場合に加点する</p> <p>(ア) 別表1に示した資格に合格した場合＝0.5点</p> <p>(イ) 別表2に示した資格に合格した場合＝0.1点</p>
<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格日が確認できる書類の写し (合格証明書・資格者証・免許証等) ・当該技術者の雇用主が確認できる書類の写し (事業所名が記載された健康保険証（被保険者証）等、雇用関係がわかるもの) (健康保険証（被保険者証）の写しについては、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)
<p>【留意事項】</p> <p>※ 要件を満たす技術者を複数名雇用している場合でも、重複して加点は行わない。</p> <p>※ 舗装施工管理技術者については、対象工種を限定しているので留意のこと。</p>
<p>【別表1】</p> <p>ア 1級建設機械施工（管理）技士</p> <p>イ 1級土木施工管理技士</p> <p>ウ 1級建築施工管理技士</p> <p>エ 1級電気工事施工管理技士</p> <p>オ 1級電気通信工事施工管理技士</p> <p>カ 1級管工事施工管理技士</p> <p>キ 1級造園施工管理技士</p> <p>ク 1級建築士</p> <p>ケ 技 術 士</p> <p>コ 1級舗装施工管理技術者 ※本工事の工種が「舗装」の場合に限る</p>
<p>【別表2】</p> <p>サ 2級建設機械施工（管理）技士</p> <p>シ 2級土木施工管理技士</p> <p>ス 2級建築施工管理技士</p> <p>セ 2級電気工事施工管理技士</p> <p>ソ 2級電気通信工事施工管理技士</p> <p>タ 2級管工事施工管理技士</p> <p>チ 2級造園施工管理技士</p> <p>ツ 2級建築士</p> <p>テ 技 術 士 補</p> <p>ト 2級舗装施工管理技術者 ※本工事の工種が「舗装」の場合に限る</p>

<h2>2 建設業の人材の確保・育成</h2>
<p>【評価ポイント】</p> <p>(3) 35歳以下の若手技術者や、女性技術者を現場代理人又は担当技術者として配置。</p>
<p>【評価基準・評価対象】</p> <p>次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。</p> <p>(ア) 現場代理人または担当技術者として、本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日現在、35歳以下の若手技術者を専任配置する場合＝1.5点</p> <p>(イ) 現場代理人または担当技術者として、女性技術者を専任配置する場合＝1.5点</p>
<p>【提出書類】</p> <p>(ア) の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・当該若手技術者の雇用主と生年月日が確認できる書類の写し (事業所名と生年月日が記載された健康保険証(被保険者証)等、雇用関係がわかるもの) (健康保険証(被保険者証)の写しについては、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと) <p>(イ) の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・当該女性技術者の雇用主が確認できる書類の写し (事業所名が記載された健康保険証(被保険者証)等、雇用関係がわかるもの) (健康保険証(被保険者証)の写しについては、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)
<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">※ 要件を満たす項目が複数ある場合でも、重複して加点は行わない。※ 専任する若手技術者および女性技術者は、過去に監理技術者または主任技術者として工事経験が無い者(=CORINSに登録が無い者)とする。※ 配置予定の若手技術者及び女性技術者は、現場代理人または担当技術者として契約工期内における現地工事期間の全期間を専任従事し、CORINS(コリンズ)に登録すること。(監理(主任)技術者とは、別に配置すること)※ 当該項目に申請する若手技術者及び女性技術者については、『⑧ 過去の工事成績(配置予定技術者)』、『⑨ 過去の同種工事实績(配置予定技術者)』にあげる配置予定技術者と重複することができない。

2 建設業の人材の確保・育成
<p>【評価ポイント】</p> <p>(4) 35歳以下の若手技術者を新規に雇用又は雇用を継続している。</p>
<p>【評価基準・評価対象】</p> <p>次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。</p> <p>(ア) 2022年(令和4年)4月1日以降に雇用開始日現在で35歳以下の若年者を正規雇用し、本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日に、その在籍期間が3ヶ月以上である場合</p> <p>① 正規雇用人数が2名以上の場合=2点</p> <p>② 正規雇用人数が1名の場合=1点</p> <p>(イ) 本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日現在で35歳以下の若年者を正規雇用しており、その在籍期間が3年以上である場合</p> <p>① 正規雇用人数が2名以上の場合=1点</p> <p>② 正規雇用人数が1名の場合=0.5点</p>
<p>【提出書類】</p> <p>(ア) の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該若年者の雇用主とその雇用開始日および生年月日が確認できる書類の写し (事業所名および資格取得年月日が記載された健康保険証(被保険者証)等、雇用関係がわかるもの) (健康保険証(被保険者証)の写しについては、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)
<p>【留意事項】</p> <p>※ 評価基準(評価の対象者)として、労働基準法を遵守した雇用形態による技能実習生を含む。</p>
3 地元貢献
<p>【評価ポイント】</p> <p>(1) 下請負人や資材購入については地元業者から選定・購入する。</p>
<p>以下により最大1点まで加点。</p> <p>【評価基準・評価対象】</p> <p>(1) 下請負人や資材購入</p> <p>(ア) 下請負人を市内業者から選定する割合が、</p> <p>① 75%以上の場合=0.75点</p> <p>② 50%以上75%未満の場合=0.5点</p> <p>③ 25%以上50%未満の場合=0.25点</p> <p>(イ) 資材や建材を市内業者から調達する場合、1業者につき=0.1点</p>
<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注計画書等の地元事業者であることがわかる書類
<p>【留意事項】</p> <p>※ 市内業者とは、北九州市内に本社(又は工場)がある製造業者、又は北九州市内に本店がある販売業者(代理店、商社等を含む)とする。市外の販売業者を通じて、全ての指定資材又は指定機器類を市内業者の製造業者から調達した場合は、市内業者扱いとする。</p> <p>※ 契約後、資材や建材を調達した際、製造業者又は販売業者が市内業者であることを確認できる書類(納品書の写し等)を提出すること。</p> <p>※ 契約後、市内業者から調達できない場合には、契約約款に係る第62条の2に係る措置を行う事があるので十分注意すること。</p>

4 市の施策への協力
【評価ポイント】 (1) 北九州SDGs登録制度の登録
【評価基準・評価対象】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、本工事の技術資料提出日までに、北九州SDGs登録制度に登録を行っている場合＝0.5点
【提出書類】 ・北九州SDGs登録制度の登録証か登録されていることが確認できる書類の写し
【留意事項】 ※ 「北九州SDGs登録制度」の詳細は、「北九州市企画調整局SDGs推進室」のホームページを参照。 http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kikaku/324_00016.html

4 市の施策への協力
【評価ポイント】 (2) 応急防災措置等に関する協定等を締結又は締結団体に加入
【評価基準・評価対象】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、技術資料提出日に本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している場合、もしくは、締結している団体に加入している場合＝1点
【提出書類】 (ア) 本市と協定締結している団体に加入している場合 ・2022年(令和4年)4月1日から技術資料提出日までに加入団体が発行した防災協定締結証明書の写し (イ) 本市と直接協定を締結している場合 ・本市と応急防災措置等に関する協定等の写し
【留意事項】 ※ 入札後に協定締結団体への加入状況や協定締結状況が確認できる資料を提出させることがある。また、虚偽の申請をした場合には、契約約款に係る第62条の2に係る措置を行う事があるので十分注意すること。

4 市の施策への協力

【評価ポイント】

(3) 障害者・難病患者を雇用し、在籍期間が3ヶ月以上

【評価基準・評価対象】

次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。

- (ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく、障害者雇用状況の報告義務のある者（雇用する常用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が43.5人以上）で、障害者雇用率2.3%を超えて障害者を雇用している場合＝0.5点
- (イ) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく、障害者雇用状況の報告義務のない者（雇用する常用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が43.5人未満）で、本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日に障害者を1人以上雇用している場合＝0.5点
- (ウ) 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の第5条第1項に規定する指定難病の支給認定を受けた患者を正規雇用し、本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日に、その在籍期間が3ヶ月以上である場合＝0.5点

【提出書類】

(ア) の場合

- ・ 障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し（※直近の6月1日現在で有効なもの）

(イ) の場合

次の①と②の両方の写し

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳
- ② 健康保険証（被保険者証）や賃金台帳など当該障害者の雇用が確認できる書類（健康保険証（被保険者証）の写しについては、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと）

(ウ) の場合

次の①と②の両方の写し

- ① 技術資料の提出日現在で有効な特定医療費（指定難病）受給者証
- ② 健康保険証（被保険者証）や賃金台帳など当該指定難病患者の雇用が確認できる書類（健康保険証（被保険者証）の写しについては、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと）

【留意事項】

- ※ 「評価区分：市の施策への協力 (3)～(9)」のうち、最大4項目選択可
- ※ 要件を満たす項目が複数ある場合でも、重複して加点は行わない。

<h2>4 市の施策への協力</h2>	
<p>【評価ポイント】</p> <p>(4) 子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進に取り組んでいる</p>	
<p>【評価基準・評価対象】</p> <p>次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。</p> <p>(ア) 平成15年度以降、子育てを支援し、男女がともに働きやすい職場環境づくりについて北九州市から下記のいずれかの表彰を受けた場合＝0.5点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰 ② 子育てしやすい環境作りを進める企業・団体表彰 ③ 男女協働実践企業表彰 <p>(イ) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に定めた目標を達成した等、厚生労働大臣（都道府県労働局長）の認定（くるみん・プラチナくるみん）を受けた場合＝0.5点</p> <p>(ウ) 常用雇用者数100人以下の場合で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（計画期間が技術資料の提出日現在で有効なもの）を策定し、届出が受理されている場合＝0.5点</p> <p>(エ) 女性活躍への積極的な取組について下記のいずれかの宣言に登録されている場合＝0.5点</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 福岡県「子育て応援宣言」 ② 女性大活躍推進宣言（女性の大活躍推進福岡県会議） <p>(オ) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に定めた目標を達成した等、厚生労働大臣（都道府県労働局長）の認定（えるぼし・プラチナえるぼし）を受けた場合＝0.5点</p> <p>(カ) 常用雇用者数300人以下の場合で、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（計画期間が技術資料の提出日現在で有効なもの）を策定し、届出が受理されている場合＝0.5点</p>	
<p>【提出書類】</p> <p>(ア) の場合 ・表彰状等の写し</p> <p>(イ) の場合 ・基準適合一般事業主認定通知書の写し</p> <p>(ウ) の場合 ・一般事業主行動計画策定届の写し（計画期間が技術資料の提出日現在で有効なもの、および都道府県労働局の受付印のあるもの。）</p> <p>(エ) の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子育て応援宣言登録証の写し（計画期間が技術資料の提出日現在で有効なもの） ②女性大活躍推進宣言登録証の写し（計画期間が技術資料の提出日現在で有効なもの） <p>(オ) の場合 ・基準適合一般事業主認定通知書の写し</p> <p>(カ) の場合 ・一般事業主行動計画策定届の写し（計画期間が技術資料の提出日現在で有効なもの、かつ都道府県労働局の受付印のあるもの。）</p>	
<p>【留意事項】</p> <p>※ 「評価区分：市の施策への協力 (3)～(9)」のうち、最大4項目選択可</p> <p>※ 要件を満たす項目が複数ある場合でも、重複して加点は行わない。</p>	

<h4>4 市の施策への協力</h4>
<p>【評価ポイント】</p> <p>(5) 保護観察中の者等や暴力団から離脱した者を雇用し、在籍期間が3ヶ月以上</p>
<p>【評価基準・評価対象】</p> <p>次のいずれかの要件を満たす場合に加点する。</p> <p>(ア) 法務省福岡保護観察所に協力雇用主として登録があり、本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日の月の1日以前1年間に、保護観察中の者又は更生緊急保護中の者を雇用し、その在籍期間が3ヶ月以上である場合＝0.5点</p> <p>(イ) 公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター（暴追センター）に協賛企業として登録があり、本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日の月の1日以前1年間に、福岡県警察又は暴追センターが就労の支援を行った暴力団離脱者を雇用し、その在籍期間が3ヶ月以上である場合＝0.5点</p>
<p>【提出書類】</p> <p>(ア) の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・社会的責任・社会貢献評価申請書（確認書）（福岡保護観察所北九州支部長の証明を受けたもの）の写し <p>(イ) の場合</p> <ul style="list-style-type: none">・社会的責任・社会貢献評価申請書（確認書）（福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪対策課の証明をうけたもの）の写し
<p>【留意事項】</p> <p>※ 「評価区分：市の施策への協力 (3)～(9)」のうち、最大4項目選択可</p> <p>※ 要件を満たす項目が複数ある場合でも、重複して加点は行わない。</p> <p>※ 添付資料は、提出期限に間に合わない場合は、入手後早やかに提出すること。（様式3号は「後日提出」を選択）</p> <p>※ 添付資料の様式は、「北九州市技術監理局契約部」のホームページから入手し、作成すること。</p> <p>http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/youshiki/shikaku_youshiki/shikaku_youshiki.html</p> <p>※ 社会的責任・社会貢献評価申請書（確認書）に記載されている「審査基準日以前1年の間において、」を、「本工事の競争参加資格確認申請書の提出期限日（指名競争入札の場合、指名通知日）の月の1日以前1年の間において、」と、読み替えること。</p> <p>※ 虚偽の申請をした場合には、契約約款に係る第62条の2に係る措置を行う事があるので十分注意すること。</p>

<p>4 市の施策への協力</p>
<p>【評価ポイント】 (6) 児童養護施設等の新卒者を雇用し、在籍期間が3ヶ月以上</p>
<p>【評価基準・評価対象】 2022年(令和4年)4月1日以降に北九州市内の児童養護施設等の新卒者を1人以上正規雇用し、本事業の参加表明書及び資格審査申請書類の提出期限の日に、その在籍期間が3ヶ月以上である場合=0.5点</p>
<p>【提出書類】 ・当該新卒者の雇用主とその雇用開始日が確認できる書類の写し (事業所名および資格取得年月日が記載された健康保険証(被保険者証)等、雇用関係がわかるもの) (健康保険証(被保険者証)の写しについては、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)</p>
<p>【留意事項】 ※ 「評価区分：市の施策への協力(3)~(9)」のうち、最大4項目選択可 ※ 評価対象となる児童養護施設等とは、北九州市内の児童養護施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホームとする。 ※ 新卒者とは、児童養護施設等を卒業後、3年以内の者とする。 ※ 雇用主と雇用開始日が確認できない場合は、評価対象外とするので十分注意すること。 ※ 当該新卒者について虚偽の申請をした場合には、契約約款に係る第62条の2に係る措置を行う事があるので十分注意すること。</p>

<p>4 市の施策への協力</p>
<p>【評価ポイント】 (7) IS014001の認証等の、環境負荷軽減策に取り組んでいる</p>
<p>【評価基準・評価対象】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、技術資料提出日にIS014001またはエコアクション21の認証を取得している場合=0.5点</p>
<p>【提出書類】 ・技術資料の提出日現在で有効な登録証の写し (本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が登録範囲に含まれることが客観的に確認できる資料(登録(認証)機関が発行した登録証付属書、登録範囲証明書など)を添付すること。)</p>
<p>【留意事項】 ※ 「評価区分：市の施策への協力(3)~(9)」のうち、最大4項目選択可 ※ 要件を満たす項目が複数ある場合でも、重複して加点は行わない。 ※ (ア)の場合、登録(認証)機関が発行していないもの(自社作成の組織図など)は、登録範囲の証明資料として認めないので十分注意すること。 ※ (イ)について、入札後に取組状況が確認できる資料を提出させることがある。また、虚偽の申請をした場合には、契約約款に係る第62条の2に係る措置を行う事があるので十分注意すること。</p>

4 市の施策への協力
【評価ポイント】 (8) 企業の営業所が、北九州市消防団協力事業所に認定されている
【評価基準・評価対象】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が、技術資料提出日に北九州市消防団協力事業所に認定されている場合＝0.5点
【提出書類】 ・技術資料の提出日現在で有効な表示証交付書の写し
【留意事項】 ※ 「評価区分：市の施策への協力 (3)～(9)」のうち、最大4項目選択可

4 市の施策への協力
【評価ポイント】 (9) 北九州市脱炭素電力認定企業である
【評価基準・評価対象】 本市と契約を締結する建設業法第3条第1項に規定される営業所が北九州市脱炭素電力認定企業に認定されている場合＝0.5点
【提出書類】 ・北九州市脱炭素電力認定企業に認定されたことが確認できる書類の写し
【留意事項】 ※ 「評価区分：市の施策への協力 (3)～(9)」のうち、最大4項目選択可 ※ 「北九州市脱炭素電力認定制度」の詳細は、「環境局グリーン成長推進部再生可能エネルギー導入推進課」のホームページを参照。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyoku/290_00006.html

(2) 技術評価項目 (技術点 35 点)

5 事業手法に対する理解度
【評価ポイント】 最大5点まで加点。 (1) 設計施工一括発注により、コスト縮減、工期短縮、受発注者双方の業務効率化を実現するという発注者の意図に対し、どのような方針で取組もうとしているか。＝5.0点
【提出書類】 ・様式C (事業手法理解度)

<h2>6 事業の実施体制</h2>
<p>【評価ポイント】 最大7点まで加点。</p> <p>(1) 工事中や竣工時に要求水準、技術提案、設計等の契約不適合が発見された場合は、JVの責任で確実に修正する体制となっているか。</p> <p>(2) 構成企業間や、構成企業と市の間で、円滑なコミュニケーションを確保するためのフローやチェック機能、DX等の具体的かつ先端的な取組が提案されているか。</p> <p>(3) 要求水準や提案を確実に実施し、工事の品質を確保するため、要求水準に規定しているもの以外の取組を提案しているか。</p>
<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施体制図 ・様式D（実施体制） ・入札金額内訳書
<h2>7 設計施工計画</h2>
<p>【評価ポイント】 最大13点まで加点。</p> <p>(1) 工期短縮を実現させ、その実現に向けた工夫が現実的かつ合理的で、無理がない提案となっているか。</p> <p>(2) 業務効率化や、業務従事者の負担軽減、働き方改革に資する具体的かつ効果的な取組が提案されているか。</p> <p>(3) 太陽光発電設備設置等の別注工事についても、柔軟に調整し、提案工期内で全工事を完了する提案となっているか。（発注者や別途工事の受注者の責めに帰する場合を除く。）</p>
<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概算工程表（A3任意様式） ・様式E（自主検査等方針）
<h2>8 建物のメンテナンス性能に関する技術的提案</h2>
<p>【評価ポイント】 最大5点まで加点。</p> <p>(1) 建物の点検、修繕、改修がしやすくなるような技術的提案がなされているか。</p>
<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式F（技術的提案①） ・図面、仕様書、カタログ等
<h2>9 周辺環境との調和に関する技術的提案</h2>
<p>【評価ポイント】 最大5点まで加点。</p> <p>(1) 周辺環境との調和や住民（近隣の住民を含む）の暮らしやすさ（居住性、利便性、快適性）について、具体的な取組が提案されているか。</p> <p>(2) 工事中の河川等への環境汚染防止の取組が提案されているか。</p>
<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式G（技術的提案②） ・図面、仕様書